

佐賀県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十二月二十一日から平成二十三年一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員メートル	延長メートル
	区	間		
一般国道 二〇四号	唐津市湊町字松本一〇八三番 一地先から	唐津市湊町字鞆四二九八番地 先まで	後	一七二・一
	唐津市湊町字松本一〇八三番 一地先から	唐津市湊町字鞆四二九八番地 先まで	前	一七二・一